

2. 登下校時刻について

◎始業時刻

- ・ 中学部は8：40、高校部は8：50を始業時刻とする。
- ・ 中学生は8：40、高校生は8：50までに登校できなかった者は、遅刻となる。

◎総合学習・朝の学習

- ・ 中学部は8：40までに登校して、8：40から8：50まで「総合学習」の時間とし、8：50より「SHR」とする。
- ・ 高校部は8：40までに登校して、8：40から8：50まで「朝の学習」の時間とし、8：50より「SHR」とする。

◎遅刻届・入室許可証

- ・ 始業時刻に遅刻した者は、職員室で遅刻届の手続きをして、入室許可証を学級担任または教科担任に手渡すこと。
- ・ 授業開始時刻に遅刻した者は、職員室で遅刻届の手続きをして、入室許可証を教科担任に手渡すこと。

◎下校時刻

- ・ 下校時刻は17：00（土曜日は14：00）とする。
- ・ 放課後「自学道場」参加者は19：00（土曜日は17：00）まで学習することができる。
- ・ 部活動は18：30（土曜日は17：00）までとする。